



65歳以上の方の 介護保険料が引き下げ

平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画を策定しました。
今回の改正で介護保険料が引き下げられました。

介護保険料とは

・保険料は3年毎に見直しています。
・介護サービスを利用されるための大切な財源となります。
・介護サービスの費用は、20%を65歳以上の方で負担いただき、残り80%は、国県市町の公費と40歳から64歳までの方にご負担いただくしくみとなっています。

新しい基準額(月額)

旧基準額 5,123円/月
↓ ▲809円引き下げ
新基準額 4,314円/月

改正のポイント

改正内容	主な理由
保険料が安くなりました	<ul style="list-style-type: none"> ●過去3年間のサービス利用の伸びが小さく、保険料収入が基金として積立てられ、今回のこの基金を保険料に充てるため、保険料を低く抑えることができました。 ●介護報酬が約3%上昇し、その分保険料が上昇するはずでしたが、報酬改定による上昇分を低く抑えるため、国から交付金が交付されました。
保険料段階が増えました	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料を6段階から9段階に増やし、収入に応じた保険料の段階設定としました。
激変緩和措置は終了です	<ul style="list-style-type: none"> ●税制改正により、急激に上昇する方の保険料は抑えられていましたが、その措置は終了しました。

段階	段階対象者	新保険料	旧保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税	基準額×0.5 25,884円 ▲4,854円	30,738円 (旧1段階)
第2段階	本人も世帯員も住民税非課税	本人の合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 基準額×0.5 25,884円 ▲4,854円	30,738円 (旧2段階)
第3段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円超えの方 基準額×0.75 38,826円 ▲7,281円	46,107円 (旧3段階)
第4段階	本人は住民税非課税、世帯内に住民税課税者がいる場合	本人の合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 基準額×0.9 46,592円 ▲14,884円	61,476円 (旧4段階)
第5段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円超えの方 基準額 51,768円 ▲9,708円	
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額125万円未満の方 基準額×1.15 59,534円 ▲17,311円	76,845円 (旧5段階)
第7段階		合計所得金額125万円以上200万円未満の方 基準額×1.25 64,710円 ▲12,135円	
第8段階		合計所得金額200万円以上300万円未満の方 基準額×1.5 77,652円 ▲14,562円	92,214円 (旧6段階)
第9段階		合計所得金額300万円以上の方 基準額×1.75 90,594円 ▲1,620円	

保険料(年額)

※新保険料の下段は旧保険料との差額です

問
武雄市 暮らし部
健康課 ☎23-9135
介護保険事務所 担当:井手
☎0954-69-8222



介護保険制度説明会を開催します

4・5・6月で65歳になられる方を対象に、制度説明会を開催します。皆様のご出席をお待ちしています。時間は各会場とも10時からです。
※対象以外の方もお気軽にご出席ください。

◇5月20日(水) 武雄市役所 1階会議室
◇5月15日(金) 山内保健センター機能訓練室
◇5月21日(木) 北方支所2階第1会議室